

主要国におけるたばこ税の概要

(2024年1月時点)

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
税目	たばこ税・たばこ特別税	たばこ税	たばこ税	たばこ税	たばこ物品税
課税主体	国、地方	連邦、州・地方	国	連邦	国
納税義務者 (連邦税・国税)	製造者又は引取者	製造者又は輸入者	製造者又は輸入者	製造者又は輸入者	製造者又は輸入者
主な税率 (連邦税・国税)	紙巻たばこ 1,000本につき ・たばこ税 6,802円 ・たばこ特別税 820円 (注)上記のほか、 ・道府県たばこ税 1,070円/1,000本 ・市町村たばこ税 6,552円/1,000本 が課される。	紙巻たばこ 1,000本につき ・3ポンド(約1.36kg) 以下の場合：50.33ドル ・3ポンド(約1.36kg) を超える場合：105.69 ドル (注)上記連邦税のほか、州税 等が課される。	紙巻たばこ (イ) 従価税の税率： 小売価格の 16.5% (ロ) 従量税の税率： 1,000本につき 316.7ポンド ((イ) と (ロ) の併課) (注)たばこ税額が1,000本に つき422.80ポンドに満たな い場合、その額まで追加で たばこ税が課される。	紙巻たばこ (イ) 従価税の税率： 小売価格の 19.84% (ロ) 従量税の税率： 1,000本につき 111.5ユーロ ((イ) と (ロ) の併課) (注)たばこ税額が1,000本に つき228.88ユーロから付 加価値税を引いた額に満 たない場合、その額まで追 加でたばこ税が課される。	紙巻たばこ (イ) 従価税の税率： 小売価格の55% (ロ) 従量税の税率： 1,000本につき 71.3ユーロ ((イ) と (ロ) の併課) (注)たばこ物品税額が 1,000本につき371.4ユ ーロに満たない場合、その 額まで追加でたばこ物品 税が課される。